

予防接種を計画的に受けましょう

令和3年度定期予防接種対象年齢

(期間：令和3年4月～令和4年3月)

下表の および は、予防接種法で定められた定期予防接種の対象期間です。病気にかかりやすい時期を考慮して定められた期間(標準的な接種期間)である の期間中にできるだけ接種を受けましょう。

定期予防接種対象年齢		1	2	3	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20						
予防接種の種類		カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳					
ロタウイルス	ロタリックス (1価ワクチン)	6～24週				27日以上あけて2回接種します。																													
	ロタテック (5価ワクチン)	6～32週				それぞれ27日以上あけて3回接種します。																													
ヒブ(インフルエンザ菌b型)		2カ月～5歳未満								27～56日の間隔をあけて初回接種(3回)を受けます。 初回接種終了後、7～13カ月の間隔をあけて追加接種(1回)を受けます。																									
小児肺炎球菌		2カ月～5歳未満								27日以上の間隔をあけて初回接種(3回)を受けます。 初回接種終了後、60日以上の間隔をあけて生後12カ月以降に追加接種(1回)を受けます。																									
B型肝炎		1歳未満						27日以上の間隔をあけて2回接種した後、 1回目接種から139日以上の間隔をあけて追加接種(1回)を受けます。																											
結核(BCG)		1歳未満						生後5～8カ月の間に1回接種を受けます。																											
ジフテリア(D)・百日せき(P)・破傷風(T)・ポリオ(IPV) 【DPT-IPV、DPT、DT、IPV】		3カ月～7歳6カ月未満												20～56日の間隔をあけて初回接種(3回)を受けます。 初回接種終了後、12～18カ月の間隔をあけて追加接種(1回)を受けます。 D Tを使用する場合は、上記同様の間隔をあけて初回接種(2回)、追加接種(1回)を受けます。																					
ジフテリア・破傷風 【DT】第2期																				11～13歳未満				1回接種											
麻疹・風しん混合【MR】		1～2歳未満		1期		1回接種		2期		1回接種		平成27年4月2日～平成28年4月1日生(幼稚園などの年長児)		定期接種の期間にご注意ください。																					
水痘		1～3歳未満				生後12～15カ月までに1回を受けます。 1回目接種後、6～12カ月の間隔をあけて2回を受けます。																													
日本脳炎	平成19年4月2日生～	6カ月～7歳6カ月未満												9～13歳未満						1回接種															
	平成19年4月2日～平成21年10月1日生	〈特例措置〉平成22年3月31日までに日本脳炎第1期の予防接種が終了していない人は、生後6カ月～7歳6カ月に至るまでの間または9歳以上13歳未満で未完了分の予防接種を定期接種として行うことができます。 7歳6カ月～9歳未満は対象外となります。																																	
		〈特例措置〉予防接種実施規則により平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人は1期については20歳未満の間、2期については9～20歳未満の間に定期接種として接種ができるとされています。																																	
ヒトパピローマウイルス (子宮頸がん)																				平成17年4月2日～平成22年4月1日生まれの子								3回接種				(小学6年生～高校1年生相当)			

- 上記のうち、 は生年月日の範囲を表しています。
- ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)予防ワクチンについて、平成25年から国の通知により、積極的な勧奨(個別通知)を控えています。希望者は有効性とリスクを理解した上で接種することができますので、医師にご相談ください。ワクチンの副反応については調査中です。
- 長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったなど、特別の事情があり予防接種を受けることができなかつたと認められる人について、特別な事情がなくなった日から起算して2年間、定期予防接種の対象となります。ただし、ヒブは10歳に達するまで、小児肺炎球菌は6歳に達するまで、BCGは4歳に達するまで、4種混合(DPT-IPV)は15歳に達するまでが年齢上限となります。
- 接種スケジュールなど詳しくは最寄りの保健センターにお問い合わせください。

津市健康づくり実践企業 ・ 団体 を募集しています

職場や地域で健康づくりを進める企業・団体を募集しています。登録された企業・団体には、登録証と登録ステッカーの交付、健康に関する情報提供や健康教育を行っています。一緒に健康づくりを進めてみませんか。詳しくは、津市ホームページをご覧ください。

HP 津市 健康づくり実践企業



HP 津市 健康づくり実践団体

